

# 社会資本整備総合交付金交付要綱

平成 22 年 3 月 26 日 制 定  
令和 6 年 3 月 29 日 最終改正

## 第 1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## 第 2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

## 第 3 定義

### 一 社会資本整備総合交付金

第 2 に定める目的を達成するため第 8 に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

### 二 交付対象事業

第 6 に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

### 三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

### 四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公

共同体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

#### 第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

#### 第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

#### 第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

##### 一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 水道（水道施設の新設、増設又は更新に関する事業）・下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第2

- 2号。以下「都市再生法」という。)第46条第1項の都市再生整備計画(以下単に「都市再生整備計画」という。)に基づく事業等)
- ⑪ 広域活性化事業(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。)第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画(以下「広域活性化計画」という。)に基づく事業及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の離島振興計画に基づく事業等)
  - ⑫ 都市公園・緑地等事業(都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業)
  - ⑬ 市街地整備事業(土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業)
  - ⑭ 都市水環境整備事業(良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業)
  - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。)第6条第1項の地域住宅計画(以下単に「地域住宅計画」という。)に基づく事業等)
  - ⑯ 住環境整備事業(良好な居住環境の整備に関する事業)
  - ⑰ 地域公共交通再構築事業(地域公共交通ネットワークの再構築に関する事業)
- ロ 防災・安全交付金事業(社会資本総合整備計画の目標(命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。)の実現(以下「防災・安全対策」という。)のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。)
- ① 道路事業(一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
  - ② 港湾事業(港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
  - ③ 河川事業(一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業)
  - ④ 砂防事業(砂防工事に関する事業)
  - ⑤ 地すべり対策事業(国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業)
  - ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業(急傾斜地崩壊防止工事に関する事業)
  - ⑦ 水道(水道施設の新設、増設又は更新に関する事業)・下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事

- 業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)
- ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生整備計画に基づく事業等のうち、地域の防災性の向上を図る事業に限る。）
- （⑪については欠番）
- ⑫ 都市公園・緑地等事業（地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうち都市防災推進事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水施設整備事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

## 二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

### イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第15号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第19

3号)第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。)から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。)

ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等(次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額(都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業(都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。)を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額)は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。)

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ④ 附属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

## 第7 単年度交付限度額

- 1 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額(以下「単年度交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = (A + B + C + D)$$

ここで、A、B、C、Dは、それぞれ

A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

A<sub>j</sub>：要素事業 j の当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

α<sub>j</sub>：要素事業 j に係る国費率

l：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業である要素事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

B<sub>j</sub>：要素事業 j の当該年度の事業費

β<sub>j</sub>：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は1／2。）

m：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

C<sub>j</sub>：要素事業 j の当該年度の事業費

γ<sub>j</sub>：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は1／2。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

n：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業である要素事業の数

$$D = \sum_{j=1}^p (\phi_j \times D_j)$$

$D_j$  : 要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\phi_j$  : 要素事業  $j$  に係る国費率

$p$  : 社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業である要素事業の数

- 2 社会資本整備総合交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第9第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、社会資本総合整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。
- 3 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 4 地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前三項の規定を適用する。

## 第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。
  - 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
  - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
  - 六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況
  - 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第2

条第2項各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）

八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

九 交付対象事業の執行状況に関する事項

十 その他必要な事項

2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

六 第1項第7号の規定により費用便益比を算出する基幹事業以外の事業や、費用便益比のみでは事業の効果を適切に表現できない事業について、その事業によって期待される効果等を記載するよう努めること

3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

## 第9 交付申請等

1 地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

## 第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

## 第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

## 第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

## 第13 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、社会資本整備総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金の交付に必要な事

項は、別に定める。

## 第 15 雑則

- 1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第 8 第 1 項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
  - 一 都市再生整備計画
  - 二 地域住宅計画
  - 三 広域活性化計画
  - 四 みなと振興計画
  - 五 地域活力基盤創造計画
  - 六 都市公園等統合補助事業計画
  - 七 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
  - 八 古都保存事業計画
  - 九 緑地保全等事業計画
  - 十 緑地環境整備事業計画
  - 十一 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
  - 十二 海岸耐震対策緊急事業計画
- 2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成 22 年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成 22 年度予算に限り、第 8 第 1 項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要綱の失効)

- 2 旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分については、この限りではない。

(経過措置)

- 3 災害対策等緊急事業推進費取扱要領（平成 23 年 3 月 31 日付け国計調第 40 号国土計画局長通知）の別表 1 及び別表 2 に定める災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業、北海道特定地域連携事業推進費取扱要領（平成 20 年 4 月 1 日付け国北参第 1－2 号北海道局長通知）の別表に定める北海道特定地域連携事業推進費を使用して行う事業及び沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（平成 22 年 7 月 26 日付け沖振第 383 号内閣府沖縄振興局長通知）の別表に定める沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱は、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で平成 21 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 5 旧要綱に基づき国に提出され、又は国の承認、同意等を受けた計画等は、それぞれ相当するこの要綱に基づく計画等で、この要綱に基づき国に提出され、受理されたものとみなす。
- 6 第 2 項の規定により効力を失う前の旧要綱の規定に基づくみなと振興計画に記載された提案事業は、要綱本編第 6 第 2 号ロに規定する社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等とみなしてこの要綱を適用する。

附 則 （平成 22 年 11 月 26 日付け国官会第 1630 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 11 月 29 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 3 月 31 日付国官会第 2625 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日付け国官会第 2626 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 23 年 7 月 1 日付け国官会第 873 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた率並びに附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた額については、改正後の要綱附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号及び附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により住宅局長が定めたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 11 月 21 日付け国官会第 1964 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 12 月 27 日付け国官会第 2259 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

附 則 （平成 2 4 年 4 月 6 日付け国官会第 3 2 8 3 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 6 日から施行する。

（経過措置）

- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については平成 2 4 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更及び沖縄振興公共投資交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 2 4 年 1 2 月 4 日付け国官会第 2 2 0 5 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 1 2 月 4 日から施行する。

附 則 （平成 2 5 年 2 月 2 6 日付け国官会第 2 9 1 1 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 2 月 2 6 日から施行する。

（経過措置）

- 2 要綱本編第 6 第一号ロ並びに同規定に係る附属第 I 編、第 II 編及び第 III 編の規定は、平成 2 4 年度の一般会計補正予算（第 1 号）（以下「平成 2 4 年度補正予算」という。）に係る事業から適用する。
- 3 平成 2 4 年度補正予算を充てて実施する事業においては、要綱本編第 6 第一号に規定する基幹事業又は同第二号に規定する関連事業が、平成 2 3 年度予算に係る地域自主戦略交付金の創設又は平成 2 4 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更に伴い、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされたもの（沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業を除く。）であって

も、これを交付対象事業とみなして社会資本整備総合交付金を充てて実施することができる。この場合、交付対象事業及び国費の算定方法については、地域自主戦略交付金交付要綱（平成２３年４月１日付け国官会第２６７３号国土交通事務次官通知）附属編に定めるところによるものとする。

- 4 前項の場合において、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされた事業が現に社会資本整備総合整備計画に記載されていないときであって、かつ、社会資本整備総合整備計画に記載することが著しく困難と認められるときは、平成２４年度補正予算を充てて実施する事業を明らかにした事業実施計画を提出することで、社会資本整備総合整備計画に記載されたものとみなして前項の規定を適用することができるものとする。
- 5 要綱本編第６第二号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、要綱第６第一号ロに規定する防災・安全交付金事業の実施に係る変更に伴う変更前及び変更後の社会資本整備総合整備計画に記載された効果促進事業に係る事業費及び全体事業費により算定することができる。

附 則 （平成２５年５月１５日付け国官会第２９７号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２５年５月１５日から施行する。  
（地域自主戦略交付金交付要綱の廃止）
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（平成２３年４月１日付け国官会第２６７３号国土交通事務次官通知）は廃止する。  
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成２６年２月６日付け国官会第２５８１号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２６年２月６日から施行する。

附 則 （平成２６年３月２８日付け国官会第３２１２号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則 （平成２６年８月１日付け国官会第６９３号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則 （平成 26 年 12 月 24 日付け国官会第 2249 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 2 月 3 日付け国官会第 2705 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 4 月 9 日付け国官会第 99 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成 28 年 3 月 31 日までの間、要綱本編第 8 第 1 項第 6 号及び第 4 項の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日付け国官会第 4197 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の要綱本編第 8 第 1 項第 7 号及び第 9 号に掲げる事項については、平成 29 年 3 月 31 日までの間（第 7 号に掲げる事項については、平成 28 年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは平成 30 年 3 月 31 日までの間）、整備計画に記載することを要しない。

附 則 （平成 28 年 9 月 1 日付け国官会第 1477 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 10 月 7 日付け国官会第 1771 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日付け国官会第 4354 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第 6 第 2 号イ及び附属第 III 編第 2 章第 1（2）ロの規定の適用については、当該計画の計画期間内に

限り、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)に該当する復興事業等として実施する道路事業の国費率については、改正後の附属第Ⅲ編第1章イ第1-(1)表1-(1)-2、附属第Ⅲ編第1章ロ第1-(1)表1-(1)-2及び附属第Ⅲ編第2章第2(2)表1-(1)-3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月26日付け国官会第347号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月15日付け国官会第712号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国官会第25号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 附則(平成29年3月31日付け国官会第4354号)第2項は廃止する。

附 則 (平成30年7月13日付け国官会第3676号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月15日から施行する。

附 則 (平成30年10月23日付け国官会第14448号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則 (平成31年2月7日付け国官会第18577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日付け国官会第22339号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け国官会第24306号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月9日付け国官会第18067号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日付け国官会第29901号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月4日付け国官会第14940号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月7日から施行する。ただし、附属第Ⅲ編第2章第3(1)の改正規定は、令和2年9月29日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日付け国官会第21238号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日付け国官会第27233号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日付け国官会第28955号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月14日付け国官会第11620号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則 (令和3年8月5日付け国官会第12408号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和３年８月５日から施行する。

附 則 (令和３年１２月１７日付け国官会第１６０６６号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和３年１２月２０日から施行する。

附 則 (令和４年３月３１日付け国官会第２３９２９号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 (令和４年６月１５日付け国官会第７５３２号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年６月１７日から施行する。

附 則 (令和４年１１月１７日付け国官会第１４１９１号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年１１月２４日から施行する。

附 則 (令和４年１１月３０日付け国官会第１４８０７号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年１２月２日から施行する。

附 則 (令和５年３月３１日付け国官会第２４４６３号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和５年度までに国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた住宅・建築物省エネ改修推進事業についての改正前の附属第Ⅲ編第１章イー１５－（１）、イー１６－（２０）、ロー１５－（１）、ロー１６－（２０）の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和５年５月１９日付け国官会第１２７４号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和５年５月２６日から施行する。

附 則 (令和５年９月２２日付け国官会第１６０２７号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第６第２号イ及び附属第Ⅲ編第２章第１（２）の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 （令和５年１１月２９日付け国官会第１８６００号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年１１月２９日から施行する。

附 則 （令和６年１月２５日付け国官会第２０４５５号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年１月２５日から施行する。

附 則 （令和６年３月２９日付け国官会第２６９９１号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。